ソフトウェア使用許諾契約書

ネクストデザイン有限会社(以下、当社といいます)は、当社製品を購入されたお客様に対して、下記条項に基づく、非独占的に使用する譲渡不能の権限を付与するものとします。

お客様におかれましても、下記条項にご同意の上、本製品を使用していただくものとします。従いまして、 お客様が本製品の利用を開始された時点で本契約は成立したものとみなされます。

第1条(適用範囲)

以下の条項は、本契約の目的となったソフトウェア製品(プログラム、マニュアル、その他付属する一切を含み、以下、単にソフトウェアといいます)に適用されるものとします。

第2条 (使用許諾の内容)

当社はお客様に対し、お客様がソフトウェアを下記の態様で非独占的に使用することのみを許諾するもの とし、お客様は、ソフトウェアについて、所有権、著作権その他の財産権を取得しないものとします。

- 1. お客様はソフトウェアを一時に1台のコンピュータ・システムでのみ実行することができるものとします。
- 2. お客様は、ソフトウェアにつき、本契約及びマニュアルに規定され、許諾されている範囲でのみ複製物を作成することができ、それ以外の複製物を作成することはできないものとします。またお客様は、ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル等による解析及びソフトウェアの改変を行うことはできないものとします。
- 3. お客様は、ソフトウェアないしその複製物の全部または一部について、その名目のいかんを問わず、 第三者に譲渡、賃貸その他その所有もしくは占有を移転する行為をし、もしくは第三者に使用させて はならないものとします。また、お客様はこの契約上の地位を第三者に譲渡することはできないもの とします。

第3条(損害賠償)

お客様が前条に違反し、その他お客様の責に帰すべき事由により当社の著作権を侵害し、当社に損害を与えたときは、当社に対して損害を賠償しなければならないものとします。

第4条(当社の保証と免責)

- 1. 当社は、お客様がソフトウェアを使用することによって、お客様ないし第三者が損害を受けた場合においても、その理由のいかんを問わず賠償の責めを負わないものとします。
- 2. 当社は、ソフトウェアについて現況のままお客様に使用を許諾するものであり、お客様の特定の用途に 適合することを保証するものではなく、また、ソフトウェアの補修・改良の義務を負うものではなく、 また、新バージョンないし後継製品の開発もしくはこれらのお客様への提供の義務を負うものではない ものとします。

第5条(データの保全)

ソフトウェアの使用によって作成されたデータのバックアップ等の保全措置は、お客様の責任と負担にお

いて行うものとします。当社は、お客様ないし第三者がデータの破損・消失等によって受けたいかなる損害に対しても、その賠償の責めを負わないものとします。

第6条 (ソフトウェアのサポート)

ソフトウェアに対するお客様サポートは一切ありません。ただし、インストール時の問題点や不具合情報 等に関しましてはメールに限りご報告を受け付けます。

第7条(使用期限)

お客様は、ソフトウェアを当社よりのうにゅう購入された日から、下記のいずれかの事由の生ずるまで、 第2条の範囲内で使用することができるものとします。

- 1. お客様が、使用を中止したとき。
- 2. お客様が法人である場合において、合併によらず解散したとき。
- 3. お客様が、本契約のいずれかの条項に違背したとき。

第8条(合意管轄裁判所)

お客様、当社は、本製品または本契約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所 を第一審の専属的管轄裁判所とすることを合意するものとします。

第9条 (特則の適用除外)

お客様、当社は、本契約の各条と反する規定がソフトウェアのパッケージ、保証書、マニュアルその他の 文書に記載されているときにおいても、本契約に従うものとします。

以上